○農林水産省告示第千百五十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第十三号

二　登録認定機関の名称及び住所
ＳＧＳジャパン株式会社　神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物及び生産情報公表養殖魚
登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階

○農林水産省告示第千百六十号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十二年三月一日　第二十一号

二　登録認定機関の名称及び住所
日本認証サービス株式会社　神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東四丁目五番十七号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物及び生産情報公表養殖魚
四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎東四丁目五番十七号

○農林水産省告示第千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町大川野字眉山二の一〇三
(二)　指定の目的　水源のかん養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町川西字龍神一三六三の一、一三六四の一、一三六七の一
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保字鈴熊三三九〇の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市厳木町平之字西谷一九三八の一、一九三八の二、一九三九の一、一九六〇の一、一九六〇の三、字峠の下一九八一、一九八二、一九八六から一九九〇まで、字貝原下二〇〇九の二、字貝原二〇六〇の一、二〇六一の一、二〇六八の七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子字字川谷添六六一七の二、六六一七の三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年七月二十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市大川字岩迫三五九七、三五九九、三六〇一、三六〇二の一、三六〇三、三六〇四、三六〇四の一、三六〇五、三六〇六、三六〇六の一、三六〇七、三六〇八、三六一八の五から三六一八の七まで、三六二一、三六二七、三六二八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）